

平成29年4月3日

環境省

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく
「土壌汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務」
に係る契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく民間競争入札を行った「土壌汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務」（以下「本業務」という。）について、下記のとおり契約を締結しました。

記

1. 契約相手方の住所、名称及び代表者の氏名

東京都文京区水道1丁目3番3号

凸版印刷株式会社 情報コミュニケーション事業本部

ソーシャルビジネスセンター長 紅林 美紀雄

2. 契約金額：164,012,352円（消費税込み）

※業務請負期間（平成29年4月1日～平成32年3月31日）の額

3. 契約相手方における本業務の実施体制及び実施方法の概要

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第11条に基づく技術管理者試験は、技術管理者になろうとする者に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定することを目的に、年1回、環境大臣が実施している。

契約相手方は、本業務を『土壌汚染対策法に基づく技術管理者試験に係る試験監督等業務民間競争入札実施要項』に基づき実施する。

本業務の実施に当たっては、業務責任者10名、業務担当者86名程度を配置する。

4. 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 業務の概要

1) 試験問題の作成（6月～10月上旬）

① 試験問題の作成依頼・試験問題出題と正答傾向等の分析等の作成

② 試験問題素材作成会（以下「WG」という。）及び試験問題検討会（以下「検討会」という。）の運営

③ 試験問題決定会（以下「決定会」という。）の運営

2) 試験の広報媒体の作成（6月）

3) 試験運営等（6月～3月）

① 試験実施要領（手引き）の作成・印刷・配布

- ㊸ 受験申請の受付事務（7月～8月）
 - ㊹ 試験監督要領（マニュアル）の作成等業務（10月～11月）
 - ㊺ 試験問題の印刷等
 - ㊻ 試験会場の事前準備及び連絡調整等
 - ㊼ 試験当日の運営管理
 - ㊽ マークシートによる試験の採点等
 - ㊾ 合格者基準等検討会の運営（11月～12月上旬）
 - ㊿ 合格者名簿の作成
 - ㊽ 合格者の発表及び通知（12月）
 - ㊿ 受験者等からの照会対応業務（4月～3月）
- 4) 技術管理者証の交付等（4月～3月）
- ㊸ 技術管理者証交付要領等の作成・印刷
 - ㊹ 技術管理者証交付申請の受付及び技術管理者証の作成・交付
 - ㊺ 過年度合格者に対する技術管理者証の作成・交付
 - ㊻ 再交付申請の受付及び合格証書、技術管理者証の作成・交付
 - ㊼ 書換え申請等の受付及び技術管理者証の作成・交付
- 5) 次年度試験会場の選定
- 6) 成果物
- (2) 対象公共サービスの実施に当たり確保されるべきサービスの質
 試験については、その目的及び事業の性格に鑑み、公正かつ確実に実施される必要があることから、実施に当たる民間事業者には、以下のような対応が求められる。
 なお、環境省は、事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の確保状況について、6.（1）①に示す報告等によりモニタリングを行うものとする。
- ① WG等運営業務
 WG、検討会、決定会及び合格者基準等検討会において使用した資料については、確実に秘密を保持できる方法により保管されていること。
 - ② 試験の広報媒体作成業務
 試験の広報媒体の作成について作成ミスがないこと。
 - ③ 試験実施要領（手引き）の作成、配布業務
 - イ. 試験実施要領（手引き）の印刷
 配布開始時点で誤字・脱字等の誤植がないこと。
 - ロ. 試験実施要領（手引き）の配布
 配布終了時点で配布漏れがないこと。
 - ④ 受験申請受付、審査業務
 - イ. 受験票の発送時点で、受験申請の受付ミスがないこと。
 - ロ. 受験申請の審査
 受験票の発送時点で審査ミスがないこと。
 - ⑤ 受験申請データ作成、試験室の割り付け業務
 - イ. 受験申請データの作成
 受験申請のデータ入力漏れ、誤入力がないこと。なお、受験申請者の個人データについて外部への漏洩がないこと。
 - ロ. 試験室の割り付け
 試験室の割り付け漏れ、誤入力がないこと。
 - ⑥ 受験票等の作成、送付業務
 試験実施時点で、受験番号、試験会場の情報が漏れなく記載されており、受験票の発送漏れ、誤発送がないこと。
 - ⑦ 運営責任者等の確保及び割り付け業務
 - イ. 運営責任者等試験運営に必要な人員が確保されていること。
 - ロ. 環境省との連絡体制が整えられていること。
 - ⑧ 会場準備業務
 試験が適切に実施できるよう、試験開始前までに試験会場が準備されていること。
 - ⑨ 試験監督要領（マニュアル）の作成等業務
 - イ. 試験監督要領（マニュアル）を作成し、環境省の承認を受けること。
 - ロ. 運営責任者等に試験監督要領（マニュアル）の遵守を徹底するとともに、円滑に

試験が実施できるよう措置が講じられていること。

- ⑩ 試験関係書類の印刷等業務
 - イ. 試験問題及び解答用紙の印刷ミスがないこと。
 - ロ. 試験問題の漏洩がないこと。
 - ハ. 試験問題及び解答用紙の梱包、配送にミスがないこと。
- ⑪ 試験会場の運営
 - 次に掲げる各項に特に注意を払いつつ、民間事業者が作成した試験監督要領（マニュアル）に基づき、受験者を第一に考えた試験運営を適切に行うこと。
 - ・試験開始前までに試験問題が漏洩することがないこと。
 - ・試験時間の過不足がないこと。
 - ・不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処を行うこと。
 - ・正確かつ公平な出欠確認及び本人確認を行うこと。
 - ・回収した解答用紙への加筆及び訂正を行わないこと。
- ⑫ 試験の採点業務
 - イ. 読み取り漏れ、誤入力
 - 個々の解答内容についてのデータの読み取り漏れ、誤入力がないこと。
 - ロ. 外部漏洩
 - 解答の内容について外部への漏洩がないこと。
- ⑬ 合格通知等作成業務
 - イ. 合格者等データの作成漏れ、入力ミス
 - 合格者等のデータについて、作成の漏れ、入力ミスがないこと。
 - ロ. 合格者等データの外部漏洩
 - 合格者等データについて、外部への漏洩がないこと。
 - ハ. 合格証書の作成漏れ
 - 合格証書の作成漏れ、作成ミスがないこと。
- ⑭ 合格者発表業務
 - 合格発表日に、すべての合格者に対して漏れなく合格証書を発送し、不合格者には不合格通知を発送し誤発送がないこと。
- ⑮ 技術管理者証交付要領等の発送業務
 - 合格発表日に、すべての合格者に対して漏れなく技術管理者証交付要領等を発送し、誤配送がないこと。
- ⑯ 技術管理者証作成業務
 - イ. 技術管理者証交付者データの作成漏れ、入力ミス
 - 技術管理者証交付者のデータについて、作成の漏れ、入力ミスがないこと。
 - ロ. 技術管理者証交付者データの外部漏洩
 - 技術管理者証交付者データについて、外部への漏洩がないこと。
 - ハ. 技術管理者証の作成漏れ
 - 技術管理者証の作成漏れ、作成ミスがないこと。
- ⑰ 技術管理者証発送業務
 - 技術管理者証交付対象者に対して漏れなく技術管理者証を発送し、誤配送がないこと。
- ⑱ 受験者等からの照会対応業務
 - 受験希望者及び技術管理者証交付希望者等からの問い合わせや苦情等には適切に対応し、対処できない問い合わせやクレームについては、速やかに環境省に連絡し指示を仰ぐこと。
- ⑲ 試験会場の選定
 - 当年度試験実施業務において、試験会場の問題点や使用状況を踏まえ、次年度の試験会場として適切な会場を選定すること。
- ⑳ その他
 - イ. スケジュールの遵守
 - 民間事業者は、提案書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実にすること。
 - ロ. 試験会場周辺への配慮等
 - 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルを防

止すること。

5. 本業務の実施期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

6. 民間事業者が環境省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が報告すべき事項

① 報告等

イ. 民間事業者は、受験申請書送付状況、受験申請書受付状況及び技術管理者証交付申請状況を環境省に毎週報告しなければならない。

ロ. 民間事業者は、請負事業の実施期間を通じ、受験者等からのクレームやトラブルが生じた場合には、その内容及び対処方法を速やかに環境省に報告しなければならない。

ハ. 民間事業者は、試験会場において事故、急病や不正行為などのトラブルが発生した場合には、迅速に対応するとともに速やかに環境省へ報告しなければならない。

ニ. 民間事業者は、各年度の業務の実施に要した経費について、各年度の業務を終了し又は中止した日が属する月の翌月末までに環境省に報告しなければならない。

② 調査

イ. 環境省は、請負事業の適正かつ確実な実施を確保するために、必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、民間事業者に対して必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、民間事業者の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

ロ. 立入検査をする環境省職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し関係者に提示することとする。

③ 指示

環境省は、請負事業を適正かつ的確に実施させるために必要があると認めるときは、民間事業者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

民間事業者は、本業務に関して環境省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあってはその役員）若しくはその職員、その他本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には法第 54 条により罰則の適用がある。

(3) 情報セキュリティの確保

民間事業者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

① 民間事業者は、請負事業の開始時に、請負事業に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

② 民間事業者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付に応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負事業において民間事業者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

③ 民間事業者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされる時又は民間事業者において請負事業に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

④ 民間事業者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負事業において民間事業者が作成した情報についても、環境省担当官の指示に応じて適切に廃棄すること。

- ⑤ 民間事業者は、請負事業の終了時に、本事業で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
(参考) 環境省情報セキュリティポリシー
<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>
- (4) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置
- ① 請負事業の開始及び中止
- イ. 請負事業の開始
民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- ロ. 請負事業の中止
民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受けなければならない。
- ② 公正な取扱い
- イ. 民間事業者は、本業務の実施に当たって出願者を具体的な理由なく区別してはならない。
- ロ. 民間事業者の役職員（請負事業に従事している者に限る。）は、請負事業を実施している間は試験に申し込み又は受験をしてはならない。
- ③ 金品等の授受の禁止
民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。
- ④ 宣伝行為の禁止
- イ. 本業務の宣伝
民間事業者及び本業務に従事する者は、環境省や試験の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が試験の業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。
- ロ. 自らが行う事業の宣伝
民間事業者は、本業務の実施に当たって自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。
- ⑤ 法令の遵守
民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。
- ⑥ 安全衛生
民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め関係法令に従って行わなければならない。
- ⑦ 記録及び帳簿
民間事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。
- ⑧ 権利の譲渡
民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
- ⑨ 権利義務の帰属等
- イ. 印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は環境省に帰属する。
- ロ. 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受けなければならない。
- ⑩ 契約によらない自らの事業の禁止
民間事業者は、試験会場等において、環境省の許可を得ることなく自ら行う事業又は環境省以外の者との契約（環境省との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。
- ⑪ 取得した個人情報の利用の禁止
民間事業者は、請負事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は環境省以外の者との契約（請負事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑫ 再委託の取扱い

イ. 全部委託の禁止

民間事業者は、本業務の実施に当たりその全部を一括して再委託してはならない。

ロ. 再委託の合理性等

民間事業者は、本業務の実施に当たりその一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。）

ハ. 契約後の再委託

民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で環境省の承認を受けなければならない。

ニ. 再委託先からの報告

民間事業者は、上記ロ又はハにより再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

ホ. 再委託先の義務

再委託先は、上記6.（2）、（3）及び（4）②から⑩までに掲げる事項について、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

ヘ. 民間事業者の責任

再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、再委託を行った民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

⑬ 契約内容の変更

環境省は、報酬額の見直し及び試験制度に変更があった場合には、民間事業者にあらかじめ変更の理由を書面で提示し、双方協議の上、契約の変更が必要であると認められるときは、契約の変更を行うものとする。その他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、承認を受けた上、法第21条に定める手続を経なければならない。

⑭ 契約の解除

環境省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

イ. 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。

ロ. 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ハ. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑮ 契約解除時の取扱い

イ. 契約解除時の取扱い

上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、環境省は民間事業者に対し、当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る請負報酬を支払う。

ロ. 契約解除時の違約金

上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、民間事業者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として環境省が指定する期日までに納付する。ただし、環境省は解除原因に起因する損害額が当該金額に満たないと判断する場合には、違約金の支払を減額し、又は免除することができる。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。また、民間事業者は、契約の履行を理由として違約金を免れることができない。

ハ. 損害賠償

民間事業者は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、環境省に損害を与えた場合は、環境省に対し、一切の損害を賠償するものとする。この損害には、環境省が民間事業者に対し履行を求める一切の費用、国民等から不服申立て等が提起された場合において、環境省が国民等に支払を要する金額及び環境省が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

なお、環境省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じく

する支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について支払済額とみなす。

ニ. 遅滞金

環境省は、民間事業者が上記ロ及びハの規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を遅滞金として納付させることができる。

ホ. 請負事業の完了

上記⑭に該当し、契約を解除した場合には、民間事業者は、環境省との協議に基づき、請負事業の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

⑯ 不可抗力免責

落札事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部又は一部の履行が遅延し、又は不能となった場合は、当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

⑰ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度民間事業者と環境省が協議するものとする。

7. 請負事業を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

本契約を履行するに当たり、民間事業者が故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 民間事業者に対する求償

環境省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、環境省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について環境省の責めに帰すべき理由が存する場合は、環境省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 環境省に対する求償

民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について環境省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は環境省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

以 上